

# 事業評価調書

## ◎基本情報

年度	令和3年	会計コード	10	一般	事業コード	21462
事業名	発寒清掃工場運営管理費					
評価担当課	所属名	環)環境事業部 発寒清掃工場				
	課長名	駒野	担当者名	山下	電話番号	011-667-5311
施策名	主	-				
	副					
アクションプラン	○ 対象 ● 対象外		戦略ビジョン	○ 対象 ● 対象外		
事業の性質	● 経常経費 ○ 臨時的経費					
	○ 内部管理 ○ 法定経費 ○ 指定管理					
事業内容	実施形態	● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ○ 補助助成 ○ その他				
	目的	短期	プラント設備及び同付帯設備の運転、性能維持設備の運転管理、機器の整備・点検・修繕、外構及び建築物の維持管理、保守・点検、修繕を行う。			
		長期	市域内から発生する一般廃棄物(可燃ごみ)及び告示で定める可燃性産業廃棄物を関係法令に基づき適正に処理する。			
	取組内容	発寒清掃工場は、市域内から発生する一般廃棄物(可燃ごみ)及び告示で定める可燃性産業廃棄物を焼却処理する施設であり、当該事業は発寒清掃工場を関係法令等に基づき、適正に運営管理する事業である。処理能力:300t/24h×2炉 敷地面積:23,896㎡ 【運転維持管理業務】 ①プラント設備及び同付帯設備の運転、保守点検、修繕 ②外構、建築物及び同設備の保守点検、修繕 ③焼却灰の管理				
実施結果	施設の設備等が適切に維持されたことで、市域内の一般家庭から排出されるごみ及び事業活動に伴い排出される一般廃棄物について、安定的かつ円滑に焼却処理体制が保たれたことにより、適切に焼却処理することができた					
事業実施における工夫点	施設の老朽化が進む中で、工場設備の処理能力を維持しつつ、ごみの適正処理を行っていくためには、適切な整備・保守を行っていく必要があるが、実施内容を精査し、経費の圧縮に努めた。					
対象者	市民	開始	令和3年度	終了	令和3年度	
関連法令・条例・要綱等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び、同法施行規則					
他都市の状況	他都市の同種施設においても、各設備の維持管理に務め、施設全体の定格能力の確保を図るため、日常的な点検・整備と老朽化した設備の更新が逐次実施されている。					

## ◎事業費

(単位:千円)

	令和2年度決算	令和3年度予算	令和3年度決算	令和4年度予算	
事業費	660,892	604,641	697,430	612,319	
うち特定財源	660,892	604,616	697,430	612,319	
人工	70.0	71.0	70.0	70.0	
人件費	504,000	511,200	504,000	504,000	
計(事業費+人件費)	1,164,892	1,115,841	1,201,430	1,116,319	
事業費の内訳	令和3年度決算	焼却炉運転に係る部品、修繕、薬品などの需用費:191,972千円 焼却炉運転に係る定期整備、保守業務の委託料:447,767千円 その他:57,691千円			
	令和4年度予算	焼却炉運転に係る部品、修繕、薬品などの需用費:188,784千円 焼却炉運転に係る定期整備、保守業務の委託料:355,897千円 その他:67,638千円			

◎検証(振り返り)

活動指標1	指標名	ごみ焼却量(t)(清掃工場総計)				
	令和2年度実績	令和3年度予定	令和3年度実績	令和4年度予定		
	438,890	455,823				
活動指標2	指標名	有効利用による自家発電量(kWh)(清掃工場総計)				
	令和2年度実績	令和3年度予定	令和3年度実績	令和4年度予定		
		141635640				
成果指標1	指標名					
	令和2年度実績	令和3年度目標	令和3年度実績	令和4年度目標		
成果指標2	指標名					
	令和2年度実績	令和3年度目標	令和3年度実績	令和4年度目標		
項目	判定	理由				
事業の成果 (目的をどの程度達成できたか)	A	燃やせるごみを滞りなく適正に焼却処理することができた。 また、ごみを燃やす際に発生する熱を利用して発電を行うなど、環境負荷の軽減を図った。				
事業規模 (事業ボリュームは適切か)	A	清掃工場に求められる機能である焼却量(指標)と、余熱を利用した発電量はいずれも計画に対し、十分な実績を上げており、適正な事業水準である。				
事業の実施手法 (事業の効率性、実施主体は適切か)	A	ごみの焼却処理は廃棄物を衛生処理する代表的な手法の一つであり、焼却余熱の積極的な活用により循環型社会構築に欠かせない適切な処理方法である。				
対象者の満足度 (対象者のニーズに込えているか)	A	市区域内の一般家庭及び事業者から排出される一般廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、市町村に処理責務があり、当該事業は燃やせるごみについて、関係法令を遵守しつつ衛生的に処理するものであり、市民生活に不可欠な事業となっている。				
市民参加の実施	<input type="checkbox"/> 企画 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 評価 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外		市民参加結果への対応	<input type="checkbox"/> 回答 <input type="checkbox"/> 反映		
今後の改善点	設備の老朽化が進む状況のなか、処理機能を維持するため適切な整備と保守を十分に行う必要がある。					
前回の評価	● A    ○ B    ○ C    ○ 評価省略対象事業・前年度実施なし					
今年度取り組んだ見直し内容	施設の老朽化が進む中で設備の処理能力を維持し、ごみの適正処理を行うために適切な整備、保守を継続的に行う必要があるが、実施内容を精査し経費の圧縮に努めた。			見直し効果額 (前年度)	0	千円
今回の評価	● A    ○ B    ○ C    ○ 評価省略対象事業・前年度実施なし					
評価の理由	燃やせるごみの適正かつ安定的な処理体制を維持しながら新たなごみ処理施設の整備計画の策定や今後の清掃工場の運用計画等の検討に合わせて、より効果的な運用体制の検討・見直しを進めていく必要がある。					
次年度の取組の方向性・改善内容	事業内容	● 改善    ○ 現状維持    ○ 休止・廃止 施設の老朽化による故障対応などのため経費増となるが、計画的な整備及び効率的な運転を実施することにより適正な施設維持管理に努める。				
	予算	● 拡充    ○ 現状維持    ○ 縮小    ○ その他 プラントの安定運転を確保するため、主要機器の更新及び定期的な部品交換が必要であることから、事業費の増加が見込まれる。			見直し効果額	0